

各道立高等学校長 様

北海道教育委員会教育長

高等学校生徒指導要録の改訂について（通達）

令和 4 年度（2022年度）からの新高等学校学習指導要領の施行に伴い、同年度以降に入学する生徒に係る高等学校生徒指導要録を別記のとおり改訂します。

つきましては、改訂の概要等を十分理解の上、生徒指導要録の作成について適切に行うようにしてください。

記

1 改訂の概要について

- (1) 「様式 1（学籍に関する記録）」における「学籍の記録」欄について、「保護者」を「保護者等」と変更したこと。
- (2) 「様式 1 裏面」における「各教科・科目等の修得単位数の記録」欄について、「自立活動」の欄を新たに設けたこと。
- (3) 「様式 2（指導に関する記録）」における「各教科・科目等の学習の記録」欄について
ア 各教科における「観点別学習状況」の欄を新たに設けたこと。
イ 「自立活動」の欄を新たに設けたこと。
- (4) 「様式 2（指導に関する記録）」における「総合的な探究の時間の記録」欄について、「観点」の欄を新たに設け、配置を変更したこと。
- (5) 「様式 2（指導に関する記録）」における「特別活動の記録」欄について、評価の「観点」の欄、及び評価を記入する欄を新たに設けたこと。

2 指導要録の主な改善点について

指導要録の改善点は以下に示すほか、別紙 3 に示すとおりであること。

- (1) 観点別学習状況の評価を充実する観点から、「各教科・科目等の学習の記録」については、各教科・科目の観点別学習状況を記載することとしたこと。
- (2) 教師の勤務負担軽減を図り、観点別学習状況の評価を充実する観点から、「特別活動の記録」については、文章記述を改め、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入することとしたこと。
- (3) 教師の勤務負担軽減の観点から、①「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、その記載事項を必要最小限にとどめるとともに、②通級による指導を受けている生徒について、個別の指導計画を作成しており、通級による指導に関して記載すべき事項が当該指導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

（学校教育局高校教育課高校教育指導係）

別記

高等学校生徒指導要録

別紙 1 高等学校（全日制の課程・定時制の課程）生徒指導要録

(1) 様式 1（学籍に関する記録）

(2) 様式 2（指導に関する記録）

別紙 2 高等学校（通信制の課程）生徒指導要録

(1) 様式 1（学籍に関する記録）

(2) 様式 2（指導に関する記録）

別紙 3 高等学校生徒指導要録に記載する事項等

別紙 4 各教科等の評価の観点及びその趣旨

区分 \ 学年	1	2	3	4
ホームルーム				
整理番号				

学 籍 の 記 録					
生 徒	ふりがな		性別	入学・編入学	令和 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学
	氏名				
	生年月日	年 月 日生	転 入 学	令和 年 月 日 科 第 学年より 高等学校 制課程 (所在地) 転入学	
保 護 者 等	ふりがな		転学・退学	(令和 年 月 日) 令和 年 月 日 科 第 学年へ 高等学校 制課程 (所在地) 転学 退学	
	氏名			留 学 等	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 (留学先)
	現住所		卒 業	令和 年 月 日	
入学前の経歴	年 中学校卒業		進 学 先 就 職 先 等		
学 校 名 及 び 所 在 地 課程名・学科名					
年 度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	
区分 \ 学年	1	2	3	4	
校長氏名印					
ホームルーム 担任者氏名印					

生徒氏名

各教科・科目等の修得単位数の記録

各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 ・ 科 目	教科	科目	修得単位数 の計
	国 語	現代の国語	
		略	
		〃	
	地 理 歴 史	〃	
		〃	
		〃	
	公 民	〃	
		〃	
		〃	
	数 学	〃	
		〃	
		〃	
	理 科	〃	
		〃	
		〃	
	保 健 体 育	〃	
		〃	
	芸 術	〃	
		〃	
		〃	
	外 国 語	〃	
		〃	
		〃	

主 と し て 専 門 学 科 に お い て 開 設 さ れ る	教科	科目	修得単位数 の計	
	家 庭	〃		
		〃		
		〃		
	情 報	〃		
		〃		
	理 数	〃		
		〃		
	学 校 設 定 教 科	〃		
		〃		
		〃		
	小 計			
	農 業	〃		
		〃		
	工 業	〃		
〃				
商 業	〃			
	〃			
水 産	〃			
	〃			
家 庭	〃			
	〃			
看 護	〃			
	〃			

各 教 科 ・ 科 目	教科	科目	修得単位数 の計	
	情 報	〃		
		〃		
	福 祉	〃		
		〃		
	理 数	〃		
		〃		
	体 育	〃		
		〃		
	音 楽	〃		
		〃		
	美 術	〃		
		〃		
	英 語	〃		
		〃		
	学 校 設 定 教 科	〃		
		〃		
		〃		
		〃		
	小 計			
	総合的な探究の時間			
	自 立 活 動			
	留 学			
	合 計			

(2) 様式2 (指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	区分 \ 学年	1	2	3	4
		ホームルーム 整理番号				

各教科・科目等		各教科・科目等の学習の記録												修得単位数の計	備考
		第1学年			第2学年			第3学年			第4学年				
教科等	科目等	学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数	学 習 状 況 別	評 定	修 得 単 位 数		
各 学 科 に 共 通 す る 各 教 科 ・ 科 目	国語														
	現代の国語														
	略														
	歴史														
	地理														
	公民														
	数学														
	理科														
	保健														
	芸術														
	外国語														
	家庭														
	情報														
	理数														
	学校設定														
	農業														
	工業														
	商業														
	水産														
	家庭														
看護															
情報															
福祉															
理数															
体育															
音楽															
美術															
英語															
学校設定															
総合的な探究の時間															
小計															
自立活動															
留学															
合計															

※「観点別学習状況」欄には、左から「知識・技能」（職業に関する各教科については「知識・技術」）、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価を記入

生徒氏名

総合的な探究の時間の記録			
	学習活動	観 点	評 価
第1学年			
第2学年			
第3学年			
第4学年			

特別活動の記録						
内容	観 点	学年	1	2	3	4
ホームルーム活動						
生徒会活動						
学校行事						

総合所見及び指導上参考となる諸事項	
第1学年	
第2学年	
第3学年	
第4学年	

出 欠 の 記 録							
区分 学年	授 業 日 数	出 席 停 止 ・ 留 学 中 の 忌 引 等 の 日 数	授 業 日 数	出 席 し な け れ ば な ら ない 日 数	欠 席 日 数	出 席 日 数	備 考
1							
2							
3							
4							

生徒氏名

各教科・科目等の修得単位数の記録

各学科に共通する各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計
	国語	現代の国語	
		略	
		〃	
	地理歴史	〃	
		〃	
		〃	
	公民	〃	
		〃	
		〃	
	数学	〃	
		〃	
		〃	
	理科	〃	
		〃	
		〃	
	保健体育	〃	
		〃	
	芸術	〃	
		〃	
		〃	
	外国語	〃	
		〃	
		〃	

主として専門学科において開設される	教科	科目	修得単位数の計	
	家庭	〃		
		〃		
		〃		
	情報	〃		
		〃		
	理数	〃		
		〃		
	学校設定教科	〃		
		〃		
		〃		
	小 計			
	農業	〃		
		〃		
	工業	〃		
〃				
商業	〃			
	〃			
水産	〃			
	〃			
家庭	〃			
	〃			
看護	〃			
	〃			

各教科・科目	教科	科目	修得単位数の計	
	情報	〃		
		〃		
	福祉	〃		
		〃		
	理数	〃		
		〃		
	体育	〃		
		〃		
	音楽	〃		
		〃		
	美術	〃		
		〃		
	英語	〃		
		〃		
	学校設定教科	〃		
		〃		
		〃		
		〃		
	小 計			
	総合的な探究の時間			
	自立活動			
	留 学			
	合 計			

(2) 様式2 (指導に関する記録)

生徒氏名	学校名	区分 \ 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		ホームルーム 整理番号							

各教科・科目等		各教科・科目等の学習の記録												修得単位数の計	備考		
		令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度				
教科等	科目等	学観 習状 況別	評 定	修得 単位 数	学観 習状 況別	評 定	修得 単位 数	学観 習状 況別	評 定	修得 単位 数	学観 習状 況別	評 定	修得 単位 数	学観 習状 況別	評 定	修得 単位 数	
各学科に共通する各教科・科目	国語																
	現代の国語																
	語																
	歴史																
	地理																
	公民																
	数学																
	学理																
	理科																
	保健																
	体育																
	芸術																
	外国語																
	家庭																
	情報																
	理数																
	学校 教科 設定																
	主として専門学科において開設される各教科・科目	農業															
		工業															
		商業															
水産																	
家庭																	
看護																	
情報																	
福祉																	
理数																	
体育																	
音楽																	
美術																	
英語																	
学校 教科 設定																	
総合的な探究の時間																	
小計																	
自立活動																	
留学																	
合計																	

※「観点別学習状況」欄には、左から「知識・技能」（職業に関する各教科については「知識・技術」）、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価を記入

高等学校生徒指導要録に記載する事項等

○ 学籍に関する記録

学籍に関する記録については、学年当初及び異動の生じたときに記入すること。

学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）の場合においては、生徒に係る記録は、「年度」を単位として行うこと（指導に関する記録についても同様に扱う。）。

1 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

保護者等が学校に提出した書類等に基づき記入すること。

2 保護者等の氏名及び現住所

(1) 「氏名」の欄には、生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のいないときは、未成年後見人）等を記入すること。

(2) 「現住所」については、生徒の現住所と同一の場合には、「生徒の欄に同じ」と略記すること。

3 入学前の経歴

高等学校に入学するまでの教育関係の略歴（在籍していた中学校又は特別支援学校中等部の学校名及び卒業時期等）を記入すること。

なお、外国において教育を受けた場合は、その実情なども記入すること。

4 入学・編入学

(1) 入学

校長が入学を許可した年月日を記入すること。この場合には、「第 学年編入学」の文字を抹消すること。

また、他の高等学校に入学した者が、第1学年の中途に入学した場合は、この欄は記入しないで「転入学」の欄に記入すること。

(2) 編入学

高等専門学校、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、過去に高等学校等に在学していた者等が入学した場合について、その年月日、学年等を記入すること。

なお、この場合には、「第1学年 入学」の文字を抹消すること。

また、単位制による課程の場合においては、「(在学すべき期間) 令和 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入すること。

5 転入学

他の高等学校等から転入学した生徒について、その年月日、学年、前に在学していた学校名、所在地、課程名、学科名等を記入すること。

同じ高等学校において、異なる課程から転籍した場合も、転入学の場合に準じて記入すること。

また、単位制による課程の場合においては、「(在学すべき期間) 令和 年 月 日

まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入すること。

6 転学・退学

他の高等学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、課程名、学科名、転入学年等を記入すること。

また、学校を去った年月日についても併記すること。

退学する場合には、校長が退学を認め、又は命じた年月日等を記入すること。

同じ高等学校において、異なる課程に転籍した場合も、転学の場合に準じて記入すること。

7 留学等

留学・休学について校長が許可した期間を記入すること。留学の場合は、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入すること。

8 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入すること。

9 進学先・就職先等

進学した者については、進学先の学校名及び所在地を記入し、就職した者については、就職先の事業所名及び所在地を記入し、就職しながら進学した者については、上記の両方を記入すること。

なお、家事又は家業に従事した者については、その旨を記入すること。

卒業の際、進路が決まっておらず記入できない者については、確定したときに記入することが望ましいこと。

10 学校名及び所在地、課程名・学科名

課程名は、全日制の課程、定時制の課程、通信制の課程の別を記入し、学科名は、普通科、専門教育を主とする学科、総合学科の名称を記入すること。この場合、専門教育を主とする学科については、例えば「農業（農業学科）」と記入すること。

11 校長氏名印、ホームルーム担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、ホームルーム担任者の氏名を記入し、それぞれ押印すること（同一年度内に校長又はホームルーム担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記すること。）。

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。）に替えることも可能であること。

12 各教科・科目等の修得単位数の記録

修得した各教科・科目等ごとに修得単位数の計を記入すること。

また、障がいのある生徒に対して、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定に基づき、通級による指導を行った場合であって、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）第1章第5款2(1)イに定める単位認定を行った場合には、「自立活動」の欄に修得単位数の計を記入すること。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その修得単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に

関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録すること。

また、留学に関して、校長が認定した修得単位数は、それを記入する欄等に適切に記入すること。

○ 指導に関する記録

指導に関する記録については、学年による教育課程の区分を設けるか設けないか等の違いにより、課程の単位の修得の認定の時期が異なることから、例えば、各教科・科目等の学習の記録を学年や年度、学期ごとに区分して記入するなど工夫すること。

1 各教科・科目等の学習の記録

各教科・科目等の観点別学習状況、評定及び修得単位数について記入すること。

(1) 各教科・科目の観点別学習状況

各教科・科目の観点別学習状況については、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入すること。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入すること。

(2) 各教科・科目の評定

ア 各教科・科目の評定については、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が生徒や地域の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価して、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入すること。

イ 評定に当たっては、評定は各教科・科目の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科・科目の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意すること。評定の適切な決定方法等については、各学校において定めること。

ウ 学校設定教科に関する科目のうち当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまないものについては、観点別学習状況の評価や評定は行わず、学習の状況や成果などを踏まえて、総合所見及び指導上参考となる諸事項に所見等を端的に記述するなど、評価の在り方等について工夫すること。

(3) 各教科・科目等の修得単位数

各教科・科目等について、修得を認定した単位数を記入すること。単位の修得を認めない場合は、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」のように評定を行うこと。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その単位数を各教科・科目

等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録すること。

(4) 総合的な探究の時間の修得単位数

総合的な探究の時間における学習活動について、修得を認定した単位数を記入すること。

その際、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」という。）の履修をもって総合的な探究の時間の学習活動の全部に代替している場合は、「修得単位数」の欄を空欄とし、「備考」の欄に、『科目「〇〇」において、〇単位の全部を代替』など、その旨を記入すること。その一部に代替している場合は、「修得単位数」の欄に、総合的な探究の時間として実施した学習活動に対して、修得を認定した単位数を記入し、代替した単位数は含めないこととすること。

なお、その場合も、「備考」の欄に、『科目「〇〇」において、〇単位を代替』など、その旨を記入すること。

(5) 「修得単位数」の欄には、各教科・科目等ごとに、修得を認定した単位数の計を記入すること。

(6) 「小計」の欄には、修得を認定した単位数の計を記入すること。

(7) 自立活動による修得単位数

「個別の指導計画」等に従って通級による指導を履修し、その成果が個別に設定した目標からみて満足できると認めた場合は、修得を認定した単位数を記入すること。

(8) 留学による修得単位数

留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した場合はその単位数を記入すること。この場合、当該外国の学校の教育課程を逐一、我が国の学習指導要領や学校の教育課程と比較し、これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はないこと。

なお、外国の高等学校の発行する修得単位数等に関する証明書等の資料を添付すること。

(9) 「合計」の欄には、「小計」の欄、「自立活動」の欄及び「留学」の欄に記入した単位数の合計を記入すること。

(10) 他の学校において履修した場合の履修の取扱い等

校長が以下のような単位の認定を行った場合等は、履修上の特記事項として、「備考」の欄に記入すること。

ア 高等学校学習指導要領第1章第2款3(2)イに基づき、主として専門学科において開設される各教科・科目の履修により必履修教科・科目の一部又は全部に代えることを認める場合

イ 学校教育法施行規則第97条に基づき、他の高等学校等において修得した一部の科目の単位について、生徒の在学する高等学校における全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合

ウ 同令第98条に基づき、大学等における学修、知識及び技能に関する審査に係る

学修、ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修等について、生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合
エ 同令第100条に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修及び高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて、修得した科目に係る学修について、生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合

オ 高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）第12条第1項に基づき、通信制の課程の生徒について、その在学する高等学校の定時制の課程又は他の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目の単位を修得したときに、それを生徒の在学する通信制の課程の全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合（同第2項による場合も同様とする。）

(11) その他

ア 専門教育を主とする学校の生徒に対して、専門教育に関する各教科・科目の履修による必履修教科・科目の代替を行った場合は、専門教育に関する各教科・科目によって代替された教科・科目の「備考」の欄に、「代替」などその旨を記入するほか、代替に係る専門教育に関する各教科・科目名及び単位数を記入すること。

イ 履修のみの科目については、「備考」の欄にその旨を記入すること。

なお、「備考」の欄に記入しないで、各学年の欄に履修に関する欄を設けるなどの工夫をすることも差し支えないこと。

ウ 各教科・科目の数が多い場合には、様式を2葉にすることも差し支えないこと。

エ 定時制又は通信制の課程に在学している生徒に関して、高等学校学習指導要領第1章第2款3(7)エの規定により、実務等をもって職業に関する各教科・科目の履修の一部に替えた場合は「実務等」などその旨を「備考」の欄に記入すること。

オ 定時制の課程又は通信制の課程に在学している生徒が、学校教育法第55条及び技能教育施設の指定等に関する規定により、技能教育施設において連携処置に係る各教科・科目を履修した場合は、「技能連携」などその旨を「備考」の欄に記入すること。

2 総合的な探究の時間の記録

総合的な探究の時間の記録については、当該時間に行った学習活動及び学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述すること。

評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す総合的な探究の時間の目標を踏まえ、学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて別紙4を参考に定めること。

「課題研究等」の履修をもって総合的な探究の時間の学習活動の全部に代替している場合は、代替した学習活動を記入し、それ以外の欄は空欄とすること。

また、その一部に代替している場合は、学習活動については総合的な探究の時間に関するものと合わせて記入し、それ以外の欄には総合的な探究の時間に関するもののみを記入すること。

3 特別活動の記録

特別活動の記録については、学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入すること。

評価の観点については、高等学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、学校において別紙4を参考に定めること。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば「主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度」などのように、より具体的に定めることも考えられること。

記入に当たっては、特別活動の学習が学校やホームルームにおける集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意すること。

4 総合所見及び指導上参考となる諸事項

総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述すること。特に(7)のうち、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述すること。

(1) 各教科・科目や総合的な探究の時間の学習に関する所見

(2) 特別活動に関する事実及び所見

(3) 行動に関する所見

(4) 進路指導に関する事項

(5) 取得資格

(6) 生徒が就職している場合の事業所

(7) 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など指導上参考となる諸事項

(8) 生徒の成長の状況に関わる総合的な所見

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げるよう留意すること。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入すること。

さらに、障がいのある生徒のうち、通級による指導を受けている生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の単位数又は授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を端的に記入すること。通級による指導の対象となっていない生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を端的に記入すること。

なお、これらの生徒について個別の指導計画を作成し、当該指導計画において上記に関わる記載がなされている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

5 出欠の記録

全日制及び定時制の課程においては、以下の事項を記入すること。

(1) 授業日数

生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入すること。

学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めないこと。ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入すること。

なお、単位制による課程の場合においては、授業日数については、当該生徒の履修計画に従って出校すべき年度間の総日数を記入すること。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入すること。

ア 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数

イ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
ウ 忌引日数

エ 非常変災等生徒又は保護者等の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

オ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 留学中の授業日数

校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入すること。

(4) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入すること。

(5) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入すること。

(6) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入すること。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などに関わる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができること。

また、平成21年（2009年）3月17日付け教学健第1840号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」に沿って、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができること。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名を記入すること。

(7) 上記の日数について、該当すべき日数がない場合には、空白とせず0と記入すること。

(8) 備考

出欠に関する特記事項等を記入すること。

(9) 最終学年において留学しその学年の3月31日を越えて留学した生徒の翌学年の出欠の記録については、「出欠の記録」欄の下に欄を設け、記入すること。

なお、新たに設ける欄の「授業日数」欄には、当該生徒の最終学年における卒業の日までの我が国の在籍校の授業日数を記入すること。

6 出校の記録

通信制の課程においては、以下の事項を記入すること。

(1) 出校日数

実際に生徒が出校した年度間の総日数を記入すること。この日数には、生徒が面接指導等のために、協力校、その他学校が定めた場所に出校した日数を含むものとする。ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの出校日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日からその年度の終わりまでの出校日数を記入すること。

(2) 備考

出校の状況に関する特記事項のほか、ラジオ、テレビ放送その他の多様なメディアの利用により、各教科・科目又は特別活動についての面接指導時間数の一部が免除された結果として出校する必要のなくなった日数等を記入すること。

○ 取扱い上の注意

指導要録の作成、送付及び保管等については、次のような事項に留意すること。

1 進学の場合

(1) 校長は、生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先に送付すること（学校教育法施行規則第24条第2項参照）。

(2) (1)において抄本を作成し送付する場合、その記載事項は、おおむね次の事項を含むものとする。

ア 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

イ 学校名、課程名及び学科名

ウ 入学（又は転編入）年月

エ 卒業年月

オ 各教科・科目等の学習の記録

カ 各教科の評定平均値及び全体の評定平均値

キ 学習成績概評及び成績段階別人数

ク 出欠の記録

ケ 特別活動の記録

コ 指導上参考となる諸事項

サ 総合的な探究の時間の学習活動及び評価

2 転学の場合

校長は、生徒が転学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録の写しを作成し、それを転学先の校長に送付すること。転学してきた生徒がさらに転学した場合においては、指導要録の写しのほか転学してくる前に在籍していた学校から送付を受けた写しも転学先の校長に送付すること。これらの場合、中学校から送付を受けた抄本又は写しも転学先の校長に送付すること（学校教育法施行規則第24条第3項参照）。

3 転入学

校長は、生徒が転学してきた場合においては、当該生徒が転入学した旨及びその期日を、速やかに、前に在学していた学校の校長に連絡し、当該生徒の指導要録の写しの送付を受けること。

なお、この場合、校長は、新たに当該生徒の指導要録を作成すべきであって、送付を受けた写しに連続して記入してはならないこと。

4 学校統合、学校新設等の場合

学校名及び所在地の変更として取り扱うか、上記2及び3に準じて取り扱うかは実情に応じて処理すること。

5 退学の場合

校長は、生徒が外国の学校などに入るために退学した場合においては、当該生徒が文部科学大臣認定の在学教育施設であるときにあっては、上記1及び2に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校などにあっては、求めに応じて適切に対応すること。

6 編入学の場合

校長は、生徒が編入学した場合においては、編入学した日の翌日以後の指導要録を作成すること。

7 転籍の場合

同じ高等学校において異なる課程に移籍した生徒については、転籍した日以後の指導要録を作成すること。

8 保存期間

(1) 学校においては、指導要録については当該生徒の卒業又は転学した日以後、転入学の際送付を受けた写しについては当該生徒の卒業の日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること（学校教育法施行規則第28条第2項参照）。

(2) 中学校から送付を受けた抄本又は写しは、生徒の当該学校に在学する期間保管すること。

(3) 退学の場合、当該生徒の指導要録及び転入学の際送付を受けた写しは、校長が退学を認め又は命じた日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。

9 その他

在籍証明や単位取得証明など証明書等を作成する場合においては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適切ではないので、プライバシー保護の観点から、証明の趣旨等を確認した上で、必要最小限の事項を記載するように留意すること。

各教科等の評価の観点及びその趣旨

1 各学科に共通する各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
国 語	知識・技能	生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。
	思考・判断・表現	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	言葉を通じて積極的に他者と関わったり、思いや考えを深めたりしながら、言葉のもつ価値への認識を深めようとしているとともに、言語感覚を磨き、言葉を効果的に使おうとしている。
地 理 歴 史	知識・技能	現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して理解しているとともに、調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。
	思考・判断・表現	地理や歴史に関わる事象の意味や意義、特色や相互の関連を、概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて構想したり、考察、構想したことを効果的に説明したり、それらを基に議論したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	地理や歴史に関わる諸事象について、国家及び社会の形成者として、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとしている。
公 民	知識・技能	選択・判断の手掛かりとなる概念や理論、及び倫理、政治、経済などに関わる現代の諸課題について理解しているとともに、諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。
	思考・判断・表現	現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したり、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論している。
	主体的に学習に取り組む態度	国家及び社会の形成者として、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとしている。

教科	観 点	趣 旨
数 学	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数学における基本的な概念や原理・法則を体系的に理解している。 ・ 事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	数学を活用して事象を論理的に考察する力、事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数学のよさを認識し積極的に数学を活用しようとしたり、粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断したりしようとしている。 ・ 問題解決の過程を振り返って考察を深めたり、評価・改善しようとしたりしている。
理 科	知識・技能	自然の事物・現象についての概念や原理・法則などを理解しているとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本操作や記録などの技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈し、表現するなど、科学的に探究している。
	主体的に学習に取り組む態度	自然の事物・現象に主体的に関わり、見通しをもったり振り返ったりするなど、科学的に探究しようとしている。
保 健 体 育	知識・技能	運動の合理的、計画的な実践に関する具体的な事項や生涯にわたって運動を豊かに継続するための理論について理解しているとともに、目的に応じた技能を身に付けている。また、個人及び社会生活における健康・安全について総合的に理解しているとともに、技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	自己や仲間の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて、課題に応じた運動の取り組み方や目的に応じた運動の組み合わせ方を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、個人及び社会生活における健康に関する課題を発見し、その解決を目指して総合的に思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。
	主体的に学習に取り組む態度	運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるよう、運動の合理的、計画的な実践に主体的に取り組もうとしている。また、健康を大切にし、自他の健康の保持増進や回復及び健康な社会づくりについての学習に主体的に取り組もうとしている。

教科	観 点	趣 旨	
芸 術	音 楽	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性などについて理解を深めている。 ・創意工夫などを生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作などで表している。
		思考・判断・表現	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように表すかについて表現意図をもったり、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	音や音楽、音楽文化と豊かに関わり主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。
	美 術	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 ・創造的な美術の表現をするために必要な技能を身に付け、意図に応じて表現方法を創意工夫し、表している。
		思考・判断・表現	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考えるとともに、主題を生成し発想や構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	美術や美術文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造活動に取り組もうとしている。
	工 芸	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。 ・創造的な工芸の制作をするために必要な技能を身に付け、意図に応じて制作方法を創意工夫し、表している。
		思考・判断・表現	造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、工芸の働きなどについて考えるとともに、思いや願いなどから発想や構想を練ったり、工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	工芸や工芸の伝統と文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造活動に取り組もうとしている。
	書 道	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・書の表現の方法や形式、書表現の多様性について、書の創造的活動を通して理解を深めている。 ・書の伝統に基づき、作品を効果的・創造的に表現するために必要な技能を身に付け、表している。
		思考・判断・表現	書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書的美を味わい深く捉えたりしている。
		主体的に学習に取り組む態度	書の伝統と文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造的活動に取り組もうとしている。

教科	観 点	趣 旨
外 国 語	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどについて理解を深めている。 ・外国語についての音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手や書き手の意図などを的確に理解したり、これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。
家 庭	知識・技能	人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、生活を主体的に営むために必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて理解しているとともに、それらに係る技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	生涯を見通して、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を創造し、実践しようとしている。
情 報	知識・技能	情報と情報技術を問題の発見・解決に活用するための知識について理解し、技能を身に付けているとともに、情報化の進展する社会の特質及びそのような社会と人間との関わりについて理解している。
	思考・判断・表現	事象を情報とその結び付きの視点から捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に用いている。
	主体的に学習に取り組む態度	情報社会との関わりについて考えながら、問題の発見・解決に向けて主体的に情報と情報技術を活用し、自ら評価し改善しようとしている。

教科	観 点	趣 旨
理	知識・技能	対象とする事象について探究するために必要な知識及び技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	多角的、複合的に事象を捉え、数学や理科などに関する課題を設定して探究し、課題を解決する力を身に付けている。
数	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な事象や課題に向き合い、粘り強く考え行動し、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとしている。 ・ 探究の過程を振り返って評価・改善しようとしている。

2 主として専門学科において開設される各教科・科目の学習の記録

教科	観 点	趣 旨
農 業	知識・技術	農業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
工 業	知識・技術	工業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
商 業	知識・技術	商業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
水 産	知識・技術	水産や海洋の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	水産や海洋に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
家 庭	知識・技術	生活産業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
看 護	知識・技術	看護について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	看護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

教科	観 点	趣 旨
情報	知識・技術	情報の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	情報産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、情報産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
福祉	知識・技術	福祉の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。
	思考・判断・表現	福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。
理数	知識・技能	数学及び理科における基本的な概念、原理・法則などについて系統的に理解しているとともに、探究するために必要な知識や技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	多角的、複合的に事象を捉え、数学的、科学的に考察し表現する力などを身に付けている。
	主体的に学習に取り組む態度	数学や理科などに関する事象や課題に向き合い、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとしている。
体育	知識・技能	運動の主体的、合理的、計画的な実践に関する具体的な事項やスポーツの推進及び発展に寄与するための事項について理解しているとともに、生涯を通じたスポーツの推進及び発展に必要な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	スポーツの多様な実践と推進及び発展についての自他や社会の課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。
	主体的に学習に取り組む態度	生涯を通してスポーツと多様に関わるとともにスポーツの推進及び発展に寄与することができるよう、運動の主体的、合理的、計画的な実践に主体的に取り組もうとしている。
音楽	知識・技能	音楽に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めているとともに、表現意図を音楽で表すために必要な技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	音楽に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、音楽の表現内容を解釈したり音楽の文化的価値などについて考えたりしているとともに、表現意図を明確にもったり、音楽や演奏の価値を見いだして鑑賞したりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	主体的に音楽に関する専門的な学習に取り組もうとしている。

教科	観 点	趣 旨
美術	知識・技能	美術に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めているとともに、独創的・創造的に表している。
	思考・判断・表現	美術に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、創造的に思考、判断し、表現している。
	主体的に学習に取り組む態度	主体的に美術に関する専門的な学習に取り組もうとしている。
英語	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 英語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどについて理解を深めている。 ・ 英語についての音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、英語で情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手や書き手の意図などを的確に理解したり、これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりしている。
	主体的に学習に取り組む態度	英語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

3 総合的な探究の時間の記録

	観 点	趣 旨
総合的な探究の時間	知識・技能	探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解している。
	思考・判断・表現	実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。
	主体的に学習に取り組む態度	探究に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとしている。

4 特別活動の記録

	観 点	趣 旨
特別活動	知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、活動を行う上で必要となることについて理解している。 自己の生活の充実・向上や自己実現に必要な情報及び方法を理解している。 よりよい生活や社会を構築するための話し合い活動の進め方、合意形成の図り方などの技能を身に付けている。
	思考・判断・表現	所属する様々な集団や自己の生活の充実・向上のため、問題を発見し、解決方法を話し合い、合意形成を図ったり、意思決定をしたりして実践している。
	主体的に学習に取り組む態度	<ul style="list-style-type: none"> 生活や社会、人間関係をよりよく構築するために、自主的に自己の役割や責任を果たし、多様な他者と協働して実践しようとしている。 主体的に人間としての在り方生き方について考えを深め、自己実現を図ろうとしている。

教 高 第 2 1 8 4 号
令和2年（2020年）12月7日

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長 様
北海道登別明日中等教育学校長
高等部を置く道立特別支援学校長

教 育 長

道立学校の教科書（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関する実施要綱の一部改正について（通達）

このことについて、道立学校の教科書（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関する実施要綱（平成26年6月2日教育長決定）の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和3年4月1日から施行することとしたので通知します。

学校教育局 高校教育課 高校教育指導係
学校教育局 特別支援教育課 特別支援教育指導係

道立学校の教科書（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び
中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関する実施要綱

（平成26年6月2日教育長決定）

（令和2年12月4日一部改正）

（趣旨）

第1条 この要綱は、北海道立学校管理規則第23条及び第45条の規定に基づき、道立学校において使用する教科書（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選定委員会の設置）

第2条 校長は、教科書の選定に当たっては、校内に教科書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

（選定委員会の組織及び会議）

第3条 選定委員会は、当該学校の副校長又は教頭及び教諭のうちから校長が命じた委員で構成するものとする。

2 選定委員会の委員長は、原則として、副校長又は教頭とする。

3 選定委員会は、校長が招集し、委員長が主宰する。

（選定委員会の推薦）

第4条 選定委員会は、別記1「教科書採択に関する基本方針」及び別記2「教科書採択に関する観点」などに基づき、学校において使用する教科書を選定し、理由を付して校長に推薦するものとする。

（選定及び教育長への報告）

第5条 校長は、選定委員会の推薦を参考に、別記1「教科書採択に関する基本方針」及び別記2「教科書採択に関する観点」などに基づき、学校において使用する教科書を選定し、教育長に選定結果を報告するものとする。

（採択）

第6条 教育長は、校長からの教科書選定結果報告を受け、別記1「教科書採択に関する基本方針」及び別記2「教科書採択に関する観点」に基づき、教科書の採択を行うものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、教科書の採択に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年6月9日から施行する。

2 道立学校の教科書（盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関する実施要綱（平成14年6月7日教育長決定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記 1

教科書採択に関する基本方針

- 1 北海道教育委員会は、各年度に文部科学省が発行する「高等学校用教科書目録」に記載されているものの中から、種目（教科・科目）ごとに適切な教科書を採択すること。

- 2 各学校においては、各年度に文部科学省が発行する「高等学校用教科書目録」に記載されているものの中から、次の点に留意して使用する教科書を選定すること。
 - (1) 教科書の調査・研究を十分に行うこと。
 - (2) 各学校の教育目標や教育課程との整合性を図ること。
 - (3) 課程や学科の特色、生徒の実態等に十分配慮すること。
 - (4) 教科書選定の公正確保について、万全を期すこと。
 - (5) 教科書の選定に当たって、過大な宣伝行為や、その他外部からの不当な影響等により問題が生じた場合には、速やかに北海道教育委員会へ報告の上、北海道教育委員会と連携を図り、適切に対処すること。
 - (6) 教科書採択に関する観点を踏まえた選定の理由等を対外的に説明できるよう、教科書の選定に関する資料を整備・保存しておくこと。

別記 2

教科書採択に関する観点

教科書の採択は、「知識及び技能の活用」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」の発揮により、バランスのよい資質・能力の育成に向けた主体的・対話的で深い学びの実現に資する学習活動ができるよう、内容相互の関連が図られていることを前提に、以下の観点で行う。

1 内容の取扱いについて

- (1) 地域や学校、課程や学科の特色及び生徒の実態に即している。
- (2) 身近な内容を取り上げるとともに、現代的な諸課題と関連付けるなど、生徒の興味・関心に配慮されている。
- (3) 特定の事象、事項及び分野に偏ることなく、全体として調和がとれている。

2 単元の構成、配列及び分量について

- (1) 生徒の実態を踏まえ、自主的・自発的な学習ができるよう構成されている。
- (2) 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しやすいなど、学習が効果的に進められるよう配列されている。
- (3) 教育課程における単位数に照らして分量が適切である。

3 その他

- (1) 基礎的・基本的な力を育成するために、創意工夫がされている。
- (2) 生徒の理解や習熟の程度に応じ、発展的な学習展開に対する配慮がされている。
- (3) 図表や写真、資料等の内容、分量及び見やすさが、思考力、判断力、表現力等を育成するために、適切な配慮がされている。

事 務 連 絡
令和2年（2020年）6月3日

各 教 育 局 教 育 支 援 課 長
各 道 立 高 等 学 校 副 校 長 ・ 教 頭 様
北 海 道 登 別 明 日 中 等 教 育 学 校 副 校 長

学校教育局高校教育課課長補佐

高等学校における学校再開後の学習指導について

このことについては、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業期間が長期化したことから、限られた授業時間を最大限活用し、学習指導要領に定められた全ての内容を効果的に指導するため、授業で取り扱う学習活動の重点化を図り、家庭学習と組み合わせた学習指導を行うなどの工夫が必要となります。

つきましては、添付した「新たな学習スタイル」の展開例を参考にするなどして、各学校において生徒にとってより効果的な家庭学習と組み合わせた学習指導を検討するよう留意願います。

なお、令和2年（2020年）5月4日付け教高第251号通知で示したとおり、臨時休業期間中に課した家庭学習について、生徒に十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断することができる場合においては、再度対面授業で取り扱わないことができることから、年間指導計画を見直す際の参考としてください。

「新たな学習スタイル」の展開例

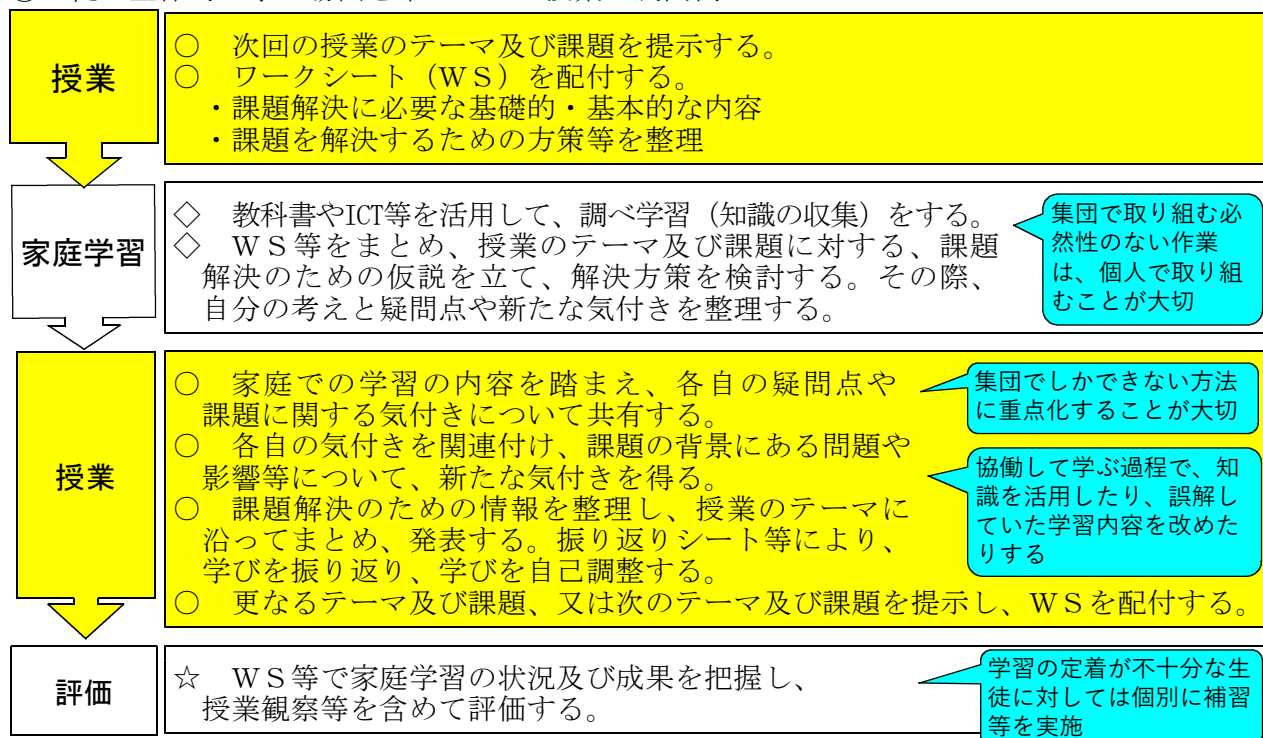
1. 学校の授業における学習の重点化

学校の再開に当たっては、生徒を誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するという観点に立ち、年間指導計画の見直しにより、まずは授業に必要な時数を実質的に確保することが大切です。

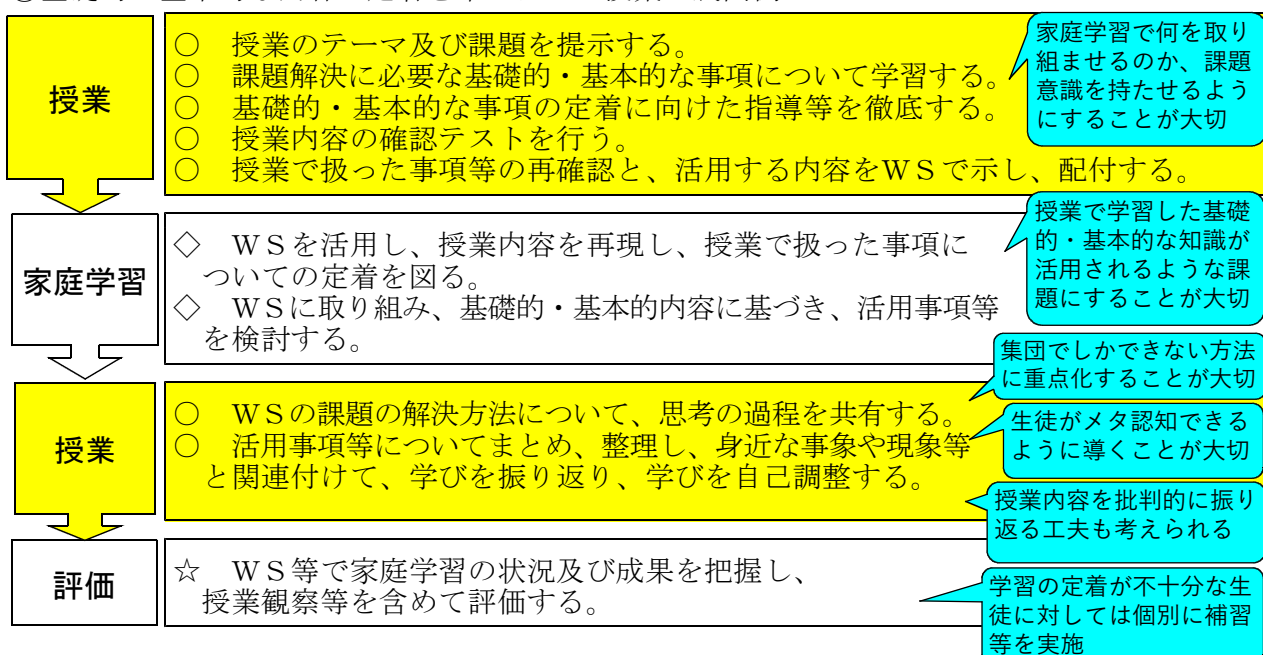
しかし、時間割編成の工夫や長期休業期間の短縮、土曜日授業の活用、学校行事の重点化等の取組を行っても、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難である場合、個人でも実施可能な学習活動の一部をICT等を活用した家庭学習等で行うなどにより、学校の授業において行う学習活動を、学校でしか実施できない内容等に重点化するなどの工夫を図る必要があります。

2. 「新たな学習スタイル」の展開例

①生徒が主体的に学ぶ場面を中心にした授業の展開例



②基礎的・基本的な内容の定着を中心にした授業の展開例

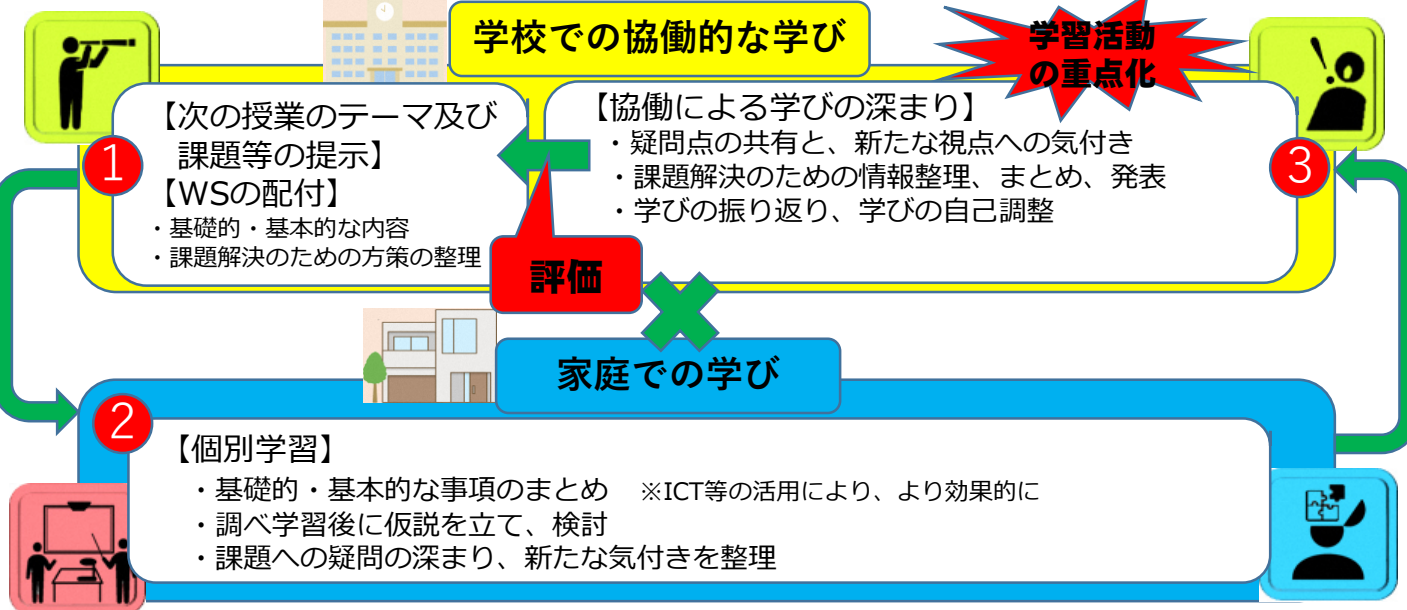


※ 生徒の実態や、各教科・科目の単元内容等を踏まえ、上記①と②を組み合わせる授業を展開することが考えられる。

今だから

次世代型の学びへの挑戦！！～教員が教え込む授業から生徒が主体的に学ぶ授業へ～

《パターン1》生徒が主体的に学ぶ場面を中心にした授業の展開例



★学習活動の重点化
(学校でしかできない学習活動と、個人で実施可能な学習活動の整理)

★ICT等の活用
(授業の効率化と家庭学習の充実)

★個別の学習指導
(学習の定着が不十分な生徒へのサポート)

《パターン2》基礎的・基本的な内容の定着を中心にした授業の展開例

